最終更新日：2018年6月29日

戸田建設株式会社
代表取締役社長　今井雅則
問合せ先：総務部ＩＲ課
証券コード：1860
http://www.toda.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組んでまいりました。
また、当社では、昭和42年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことで、株主・顧客をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。
一方で、社会情勢や社会的要請、当社グループの事業構成等につきましては、約50年前の制定当時とは大きく状況が変化しています。こうした背景から、当社の歴史の中で培われてきた価値観や精神を再確認するとともに、未来に向けた指針を改めて明文化していくことが必要となり、平成29年に持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に、経営方針を含む「企業理念」全体を見直し、改定を行いました。
その改定においては、従来の経営方針の内容をベースにCSR（企業の社会的責任）やCSV（共通価値の創造）等の観点を踏まえ、その適用範囲につきましては当社単体から当社グループ全体へと拡大したものとなっております。併せて行動理念である「企業行動憲章」の改定とともに、平成27年制定の「グローバルビジョン」を含めた理念体系の整備を行いました。
経営環境の変化が予想される中、当社グループ全体で目的意識を共有し諸課題に取り組んでいくことを持続的成長の実現に向けた強い原動力とし、今後ともこの企業理念に基づく活動を推進し、当社グループの企業価値を高め、社会の発展に貢献してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則１－２－４】招集通知の英訳
招集通知の英訳につきましては、今後の株主構成の変化などを注視し、検討を継続してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、枠組みおよび運営方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますのでご参照ください。
「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」ＵＲＬ http://www.toda.co.jp/csr/management/governance/guidelines.html

【原則１－４】いわゆる政策保有株式
当社は、相手先企業との関係強化を図る目的で政策保有株式を保有しておりますが、その保有株式については、毎年保有目的及び中長期的に見た経済合理性等について、取締役会において検証を行い、保有継続の判断をすることといたしております。また、保有株式にかかる議決権行使にあたっては、議案及び相手先企業の内容を精査し、中長期的な企業価値の向上に資するか否かを総合的に判断し、適切に行使いたします。

【原則１－７】役員や主要株主等との取引に関する手続き
当社では、役員や主要株主等との取引を行う場合には、当該取引が当社および株主共同の利益等を害することがないように、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることにしております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第20条（関係当事者間の取引）をご参照ください。

【原則３－１－１】経営理念や経営戦略、経営計画
当社では、昭和42年に経営方針を制定し、これに基づいた企業活動を行うことでお客様をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいりました。一方、中長期的観点において、建設投資の減少、少子高齢化による社会構造の変化などの経営課題に迅速に対応し、持続的成長を実現していかなくてはならないと認識しております。こうした背景から、持続的成長の実現及び企業理念に基づく経営体制の強化を目的に経営方針を含む「企業理念」及び「企業行動憲章」全体を見直し、改定を行いました。また、現行の「中期経営計画2017」における業績目標が既に達成されていることを踏まえ、前・中期経営計画を1年前倒しで終了し、「戸田建設グループグローバルビジョン」の実現に向けた第2フェーズとして「中期経営計画2019」を策定しております。詳細は当社ウェブサイト「企業理念」（ＵＲＬ http://www.toda.co.jp/company/philosophy.html）および「中期経営計画」（ＵＲＬhttp://www.toda.co.jp/ir/medium-term.html）をご参照ください。

【原則３－１－２】コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
当社では持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指しております。そこで、経営の透明性・公正性を確保し、保有する経営資源を有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、その充実に取り組みます。詳細は「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

【原則３－１－３】取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続き
当社では今後の取締役および執行役員の報酬に関しては、「役員等報酬基準」を定め、社外取締役を委員長とする人事・報酬諮問委員会における審査を経た上で、取締役会において決定することにしております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第10条（役員等報酬）および第11条（人事・報酬諮問委員会）をご参照ください。

【原則３－１－４】取締役および監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続き
当社では、取締役候補者および監査役候補者の選任に当たりましては、幅広い多様な人材の中から代表取締役が提案し、人事・報酬諮問委員会での審査を経た上で取締役会で決定しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第6条（取締役の資質及び指名手続）、第8条（監査役の資質及び指名手続）をご参照ください。

【補充原則４－１－１】経営陣に対する委任の範囲
当社では、取締役会規程により取締役会が決定すべき事項を定めております。また、業務執行にかかる意思決定の迅速化・効率化を図るために、執行役員制度を採用しておりますが、取締役会では執行役員に業務執行を委任し、その職務執行状況を監督しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第4条（取締役会の役割）をご参照ください。

【原則４－８】独立社外取締役の有効な活用
当社では、現在、3名の独立社外取締役を選任しております。その選任理由および会社が望む役割等については「定時株主総会招集通知」（ＵＲＬ http://www.toda.co.jp/ir/pdf/toda92_shoushuu.pdf）をご参照ください。

【原則４－９】独立社外取締役の独立性判断基準および資質
当社では、当社の適正なガバナンスにとって必要な客観性と透明性を確保するため、「社外取締役の独立性に関する判断基準」を定めております。またその職務遂行に必要な条件について「役員等人事評価基準」を定めております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第6条（取締役の資質及び指名手続）をご参照ください。

【補充原則４－１１－１】取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方
当社では、取締役会は社内取締役の持つ当社および子会社等の経営に関する豊富な知識や経験と、社外取締役のもつ経営・経済・法務・財務・会計などの分野に関する豊富な知識や経験をバランスよく活かすことにより、適切な意思決定の実現を図っております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第5条（取締役会の構成）、第6条（取締役の資質及び指名手続）をご参照ください。

【補充原則４－１１－２】他の上場会社の役員の兼任状況
当社では、社内取締役および社内監査役につきましては、他の上場会社の役員を兼任しておりません。また社外取締役および社外監査役につきましては他の上場会社の役員との兼任はありますが、当社の取締役会への出席に支障を来たすなど役員としての活動に影響が出る状況にはありません。「定時株主総会招集通知」（ＵＲＬ http://www.toda.co.jp/ir/pdf/toda92_shoushuu.pdf）をご参照ください。

【補充原則４－１１－３】取締役会全体の実効性についての分析・評価
当社は、毎期全取締役が実施する自己評価をもとに、その実効性を分析・検証し、改善を行うことといたしております。

【補充原則４－１４－２】取締役・監査役に対するトレーニングの方針
当社では、（特に新たに就任した）取締役および監査役を対象として、必要な知識を習得する機会を提供しております。「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第16条（取締役及び監査役の研鑽及び研修等）をご参照ください。

【原則５－１】株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針
当社では、当社の長期的で持続的な成長の実現を求める機関投資家を重視し、そのような株主との対話について積極的に取り組む方針です。
「戸田建設コーポレートガバナンス基本方針」第23条（株主との対話）をご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大一殖産株式会社	38,315,853	12.48
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	15,398,000	5.02
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,772,561	3.18
一般社団法人アリー	8,977,916	2.92
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	8,804,295	2.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,391,000	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,092,000	2.64
三宅良彦	7,027,240	2.29
戸田博子	6,611,595	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（リテール信託口　620090811）	6,002,000	1.95

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部

決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

———

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

なし

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
下村　節宏	他の会社の出身者								△			
網谷　駿介	他の会社の出身者								△			
伊丹　俊彦	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下村　節宏	○	同氏は、三菱電機株式会社において取締役社長、取締役会長を歴任し、現在は同社の相談役であります。平成29年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、当社売上高の1%未満であり、その取引規模に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	同氏は、企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

網谷　駿介	○	同氏は当社の取引先である日本電信電話公社（現日本電信電話株式会社）の理事及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の常務取締役を歴任しております。平成29年3月期における当社との建設工事に関する取引額は、両社とも当社売上高の1％未満であり、その取引の規模に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略しております。	同氏は企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、当社取締役会において的確な提言・助言を行うなど、経営を適切に監督していただいており、当社のコーポレート・ガバナンスに資するところが大きいと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立した立場から客観的に当社の経営及び取締役の職務の執行を監督する独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。
伊丹　俊彦	○	―――	同氏は、東京地方検察庁検事正、最高検察庁次長検事、大阪高等検察庁検事長などの要職を歴任後、弁護士としてコーポレートガバナンス、及び企業の危機管理並びに企業コンプライアンスに携わっており、豊富な経験と高度な専門的知見を有していることから、当社の経営に対し、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場で、適切な助言・提言をいただけるものと判断しております。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に執行していただけるものと判断しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立した立場から客観的に当社の経営及び取締役の職務の執行を監督する独立役員としての適格性を有していると判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	人事・報酬諮問委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

当社では、重要な役職候補者（取締役、監査役および執行部門重要人事）の選任に関する適格性・適切性等の審査、及び役員等報酬の算定を審査し、その結果を取締役会に報告する目的で、人事・報酬諮問委員会を設置いたしております。当委員会では上記のほか、執行部門重要人事に関する後継者育成計画を執行役員社長より聴取し、必要に応じて取締役会に答申する役割を担っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

当社は、内部監査部門として監査室（8名で構成）を設置し、定期的に業務状況の監査を行っており、その監査結果は社長、取締役会、監査役会へ報告されております。監査役との連携状況としては、平成29年度においては監査計画及び監査実施状況に関する意見交換等につき4回会合が行われました。また、会計監査人とも内部監査のあり方等について定期的に意見交換を実施するなど、相互連携を図っております。
監査室は内部統制の整備進捗状況及び評価結果の他、評価の過程で発見された不備の検討結果をリスクマネジメント室に報告するとともに、社

長、取締役会及び監査役会への報告を行っております。なお、リスクマネジメント室及び監査室では、平成29年度において、社長及び会計監査人と会合を行い、内部統制の評価計画や整備進捗状況及び評価結果に対する協議を行っております。
監査役並びに監査役会の状況としては、原則月1回開催される取締役会後に監査役会（議）を開催しております。監査役5名は、直属の監査役室スタッフを活用しながら、期初に定める監査方針、監査計画に基づき、取締役会並びに必要と認める重要会議に出席し取締役の職務の執行状況を監査するほか、本社統轄部門、各支店及び作業所、当社の重要な子会社への往査実施により、内部統制の状況全般について確認を行い、監査の状況等を踏まえ当社代表取締役との意見交換を行っております。
社外監査役の神谷和彦氏は公認会計士としての長年の業務経験から、常勤監査役の海老原恵一氏は当社経理部長、財務統轄部長を歴任したことから、財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
監査役会と監査室との連携の状況は前述のとおりでありますが、他方会計監査人との関係においては、会計監査人の監査の独立性と適正性を適宜監視しながら、監査計画報告（年次）及び会計監査結果報告（四半期レビュー・期末決算毎）の受領並びに情報交換・意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
神谷　和彦	公認会計士													
安達　久俊	他の会社の出身者							△						
丸山　恵一郎	弁護士										△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
神谷　和彦	○	―――	公認会計士としての専門的な立場からの経営監視を期待 同氏は長年にわたる公認会計士としての豊富な監査経験と財務および会計に関する専門的な見識を有しており、客観的・中立的な立場に基づく経営監視を期待する。また、同氏と当社との間に記載すべき関係はなく、経歴において客観的に一般株主と利益相反の生ずる恐れがないことから、独立役員に就任している。

安達　久俊	○	同氏は、当社の主要な取引銀行の一行である株式会社東京三菱銀行（現、株式会社三菱ＵＦＪ銀行）に平成16年6月まで在籍しておりましたが、退社後相当期間を経過しております。また、その後千歳興産株式会社の代表取締役社長、平成20年6月よりは三菱レイヨン株式会社の常勤監査役を歴任しております。千歳興産株式会社及び三菱レイヨン株式会社と当社の間には建設工事に関する取引が平成16年10月までありましたが、平成30年3月期における取引額は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略させていただいております。	同氏は、株式会社東京三菱銀行の支店長、法人営業部長、執行役員総務室長並びに三菱レイヨン株式会社の常勤監査役を歴任し、財務及び会計に関する知見と高い見識にもとづく客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断いたしました。同氏は当社の主要取引銀行の出身ではありますが、平成16年6月に同行を退社後、相当な期間を経過していること、また、当社は複数の金融機関と取引を行っており、同行からの借入金比率は突出していないことから、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。
丸山　恵一郎	○	同氏は、弁護士法人 名川・岡村法律事務所で副所長を務める弁護士であります。同事務所とは、平成23年3月に個別案件に関しての取引がありますが、その取引額は当社に対して経済的依存度を生じさせる額ではなく、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないものと判断されることから、取引の概要の記載を省略させていただいております。また、同氏個人は、平成20年6月当社第85回定時株主総会で決議された、当社買収防衛策の独立委員会委員を努めており、当社からその対価以外に金銭その他の財産を得ておりません。	同氏は、弁護士として企業法務を始め法務全般に関する専門的な知見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務執行を監査していただけるものと判断いたしました。同氏が副所長を務める弁護士法人 名川・岡村法律事務所と当社の間には、個別案件に関する取引が平成23年3月にありましたが、その取引額は同事務所にとり当社への経済依存度が生ずる額ではないと判断されます。また当社買収防衛策の独立委員会委員を歴任していることからも、一般株主と利益相反の生じる恐れはなく、適格性を有していると判断したため、独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬と、当社の株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績向上と企業価値増大、株主重視の経営意識を高めることを目的として、会社業績の目標値に対する達成度によって付与される、業績連動型の株式報酬制度を導入いたしております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

役員報酬の内訳：平成29年度中に取締役及び監査役に支払った定額報酬の総額は、それぞれ325百万円及び56百万円です。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

常勤役員等の報酬は金銭報酬と株式報酬で構成し、その役付等に応じて支給されます。なお、社外取締役の報酬は金銭報酬となります。また、当社では社外取締役及び社内取締役で構成する人事･報酬諮問委員会における審査を経た上で、取締役会にて決定されます。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役については、秘書部が職務の補助を行っています。また、原則月1回開催される取締役会の前に取締役会付議事項に関する事前説明を行っております。
監査役（社内･外）の職務を補助する部門である監査役室を設置しております。監査役室は監査役会直属の組織とし、専属スタッフ（2名）を配置し、社内情報の収集等を含めた監査全般のサポートを行っております。
監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会または監査役会が指名する監査役の意見を求めております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の氏名等

氏名	役職･地位	業務内容	勤務形態･条件 (常勤･非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

元代表取締役社長等である相談役･顧問等の合計人数	― 名

その他の事項 更新

相談役･顧問の制度はございますが、現在、代表取締役社長等を退任して、相談役･顧問に就任している者はおりません。

2．業務執行、監査･監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート･ガバナンス体制の概要） 更新

執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会が決定した経営の基本方針に従って、執行役員社長（代表取締役、以下「社長」という）の指揮の下で当社業務を執行しております。
また、経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項の審議、方向付けを行うほか、執行役員会を定期的に開催することで、経営及び業務執行に関する重要事項の周知、業務執行状況の報告を行っております。なお、業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定めております。
現状の体制の採用理由については、次項「現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由」に記載の通りです。
監査役の機能強化に関する取組状況については、当報告書の［監査役関係］「監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況」、［社外取締役（社外監査役）のサポート体制］に記載の通りです。
内部監査部門として監査室を置いています。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は社長、監査役会及び取締役会へ報告しております。
会計監査体制：平成29年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、青南監査法人に所属する、小平修、鈴木大輔の2氏です。また、当社の会計監査業務に関わる補助者は、同監査法人所属の公認会計士で構成されております。

3．現状のコーポレート･ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業経営又は企業法務に関する豊富な経験を有する社外取締役3名が独立かつ公正な立場から取締役の業務執行を監督し、また社外監査役3名を含む5名の監査役が会計監査人および内部監査部門と連携して監査を実施することにより、業務の適正が確保されると考え、現在の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当事業年度中の第９５回定時株主総会に係る招集通知は、平成３０年６月７日に発送いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	「電磁的方法による議決権の行使」を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」を採用しております。
その他	発送前の平成３０年６月５日に招集通知をＴＤnet及び自社のホームページで公表し、議決権行使の促進を図っております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回（5月、11月）実施。通期及び第２四半期の決算内容及び爾後の見通し等につき説明。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報及びそれ以外の適時開示情報、有価証券報告書・四半期報告書、ファクトブック等	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員　代表取締役　鞠谷祐士 IR事務連絡責任者　取締役　常務執行役員総務部長　大友敏弘 IR担当部署　総務部IR課　問合せ先：０３－３５３５－１３５７	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「戸田建設グループ企業行動憲章」を制定し、ステークホルダーの関心に配慮して経営上の意思決定を行うことを規定している。また、ステークホルダー毎の行動指針を取り纏めた「戸田建設グループ行動規範」を制定し、役職員に遵守を徹底している。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	「地球環境の創造的再生を目指す」ことを企業環境理念として捉え、平成16年よりＩＳＯ14001規格に沿った環境マネジメントシステム（EMS)を全社統合で運用し、地球温暖化の防止や資源の有効利用に関わる環境負荷低減活動を推進している。 平成20年3月にCSR推進室(現 広報・CSR部)を、その後、平成23年3月には環境事業推進室(現 価値創造推進室)を設置し、環境関連活動を中心とした社会貢献に積極的に取り組んでいる。一連の活動は、「環境関連各種パンフレット」や「CSRレポート」において広く外部へ発信している。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

当社取締役は、経営方針並びに企業行動憲章に掲げる理念に基づき、その職務を適正に執行する。また、取締役会を原則、月一回開催し、経営の重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督を行うほか、以下の体制を定め、会社業務の適正を確保する。

1．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役は、その職務の執行に係る文書その他情報につき、情報管理基本方針に則り情報管理規程等、各社内規程の定めに従い、適切に保存及び管理を行う。

2．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
危機管理基本マニュアルに基づき、個別リスク毎に責任部門等を定め、会社全体のリスクを網羅的･統括的に管理し、リスク管理体制を明確にする。

3．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 執行役員制度を採用し、取締役会により選任された執行役員は、取締役会にて決定された経営の基本方針に従って、当社業務を執行する。
(2) 経営会議及び戦略会議を開催し、経営及び業務執行に関する重要事項を審議する。
(3) 業務執行にあたっては、職制規程、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続等を定める。

4．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 社長を委員長とする本社コンプライアンス委員会を開催し、当社のコンプライアンスに関する重要方針を審議する。また、支店コンプライアンス委員会、担当部門、企業倫理ヘルプライン等によるグループ行動規範に基づく行動の監視、コンプライアンス教育の推進など、コンプライアンスの浸透に向けた施策を実施する。
(2) 内部監査部門として監査室を置く。監査室は定期的に社内各部門の業務状況の監査を実施し、監査結果は取締役会及び監査役会へ報告する。

5．当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) グループ全社に適用する行動理念･指針として「戸田建設グループ企業行動憲章」･「戸田建設グループ行動規範」を定め、グループ一体となったコンプライアンス体制を整備する。
(2) 定期的にグループ統括会議を開催し、グループ会社との情報共有等を行うと共に、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、経営上の重要事項に関して事前承認、報告を求め、管理する。
(3) グループ会社に、危機管理基本マニュアルに基づく個別の危機管理体制の整備、運用、及び重大事案等に関する適切な報告を求める。
(4) グループ会社の日常的モニタリングを行う部門としてグループ統括室及び海外事業部管理部を置き、関係会社管理規程及び海外法人管理規程に基づき、グループ会社への支援、指導を実施すると共に、経営上重要な事項については当社取締役会に報告する。
(5) 監査室によるグループ会社への業務監査を適宜実施し、監査結果を当社取締役会及び監査役会に報告する。また、法務部によるコンプライアンス教育の実施、企業倫理ヘルプラインの設置等により、コンプライアンス体制の実効性を確保する。

6．監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役の職務を補助する部門として監査役室を置く。監査役室は監査役会直属の組織とし、監査役室の人事、組織変更等については、あらかじめ監査役会又は監査役会が指名する監査役の意見を求める。

7．監査役への報告に関する体制
(1) 当社の取締役及び使用人、並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、当社グループの業績に重要な影響を与える事実を知ったとき、直ちに当社監査役会に報告する。また、前記に関わらず、当社監査役はいつでも必要に応じ、当社取締役及び使用人並びにグループ会社取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。
(2) 前項の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

8．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債権の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生じた費用又は債務は、その請求に基づき速やかに処理する。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役、会計監査人と定期的に経営情報を共有する機会を設ける。また、各種会議への出席の機会を設けると共に、適宜内容の報告を行う。
監査室は、監査役が職務を執行するにあたり、緊密な連係を保ち、協力する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況は次のとおりであります。

1．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、企業行動憲章において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力とは一切関係を遮断し、全社一体の毅然とした対応をすることを基本方針としている。

2．反社会勢力排除に向けた整備状況
(1) 社内規則の整備状況
当社は、反社会的勢力との対決を企業行動憲章、行動規範に定め全従業員に冊子を配付し、周知している。
(2) 取引先との契約状況

当社は、取引先との契約約款に反社会的勢力排除条項を導入している。

⑶ 対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

当社は、反社会的勢力の統括部署としてコンプライアンス委員会を設置して、対応している。

⑷ 外部の専門機関との連携状況

当社は、平素から本社・支店の所轄警察署へ訪問・連絡等を実施し、緊急事態に備えるとともに、各都道府県の暴力団追放推進センターの会員となっている。

⑸ 反社会勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、所轄警察署及び暴力団追放推進センターへの定期的な訪問並びに講習会等に積極的に参加し情報を収集し、コンプライアンス委員会にて管理している。

⑹ 対応マニュアルの整備状況

当社は、反社会的勢力に対する対応要領を作成している。

⑺ 研修活動の実施状況

当社は、コンプライアンス研修を毎年定期的に実施しており、そのなかで反社会的勢力の対応について指導している。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社では、平成20年に導入し、平成26年6月に更新した買収防衛策について、平成29年6月開催の定時株主総会における承認のもと、一部修正のうえ、平成32年6月までの3年間更新しております。その概要は次のとおりです。なお、当社ウェブサイトにおいて開示しておりますので併せてご参照ください。
「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）について」（ＵＲＬ http://www.toda.co.jp/ir/pdf/toda92＿260428.pdf）

（1）基本方針の内容
当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではない。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の決定に委ねられるべきだと考えている。
ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえば利害関係者との良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主が最終的な決定を行うために必要な情報が十分に提供されないものもありうる。
そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えている。

（2）基本方針の実現に資する取組み
ア 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み
当社は1881年の創業以来、「品質・工期・安全に最善を尽くす」ことを社是とし、「建設を通じた社会福祉の増進への貢献」「社会の信用を基とした社業の発展」「堅実な経営による適正利益確保を基とした社業の安定」を経営方針に掲げ、各利害関係者に対する幅広いサービスの提供と長年の実績に裏打ちされた信頼関係の構築により、高い評価を得てきた。
このような当社及び当社グループの企業価値の主な源泉は、技術力とノウハウに培われた品質の高い生産物の提供や、創業以来の実績に裏打ちされた利害関係者との信頼関係、そしてこれら当社の企業文化を支える従業員、さらには長年当社と共に歩んできた協力会社との良好なパートナーシップ等にあると考えている。
これら当社グループの取組みの積み重ねが当社の企業価値を生み出しており、この企業文化を継続・発展させることが当社の企業価値を高め、ひいては株主共同の利益を最大限に引き出すことにつながっていくものと考えている。

イ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み
当社は、平成29年6月29日開催の当社第94回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（以下、「本対応策」という。）を継続することに関して決議を行った。
本対応策の概要は次のとおりである。
(ア) 本対応策に係る手続き
a 対象となる大規模買付等
本対応策は以下の(a)又は(b)に該当する当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（以下「大規模買付等」という。）がなされる場合を適用対象とする。大規模買付等を行い、又は行おうとする者（以下「買付者等」という。）は、予め本対応策に定められる手続きに従わなければならないものとする。
(a) 当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
(b) 当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合及びその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
b 「意向表明書」の当社への事前提出
買付者等は、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本対応策に定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」という。）を当社の定める書式により日本語で提出する。
c 情報の提供
意向表明書を提出した場合には、買付者等は、当社に対して、大規模買付等に対する株主の判断のために必要かつ十分な情報を日本語で提供する。
d 取締役会評価期間の設定等
当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(a)又は(b)の期間（いずれも初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定する。
(a) 対価を現金（円価）のみとする公開買付けによる当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には60日間
(b) その他の大規模買付等の場合には90日間
ただし、上記(a)(b)いずれにおいても、取締役会評価期間は評価・検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合にのみ延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主へ開示する。また、延長の期間は最大30日間とする。
e 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告
独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記dの当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものとする。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者の助言を得ることができるものとする。
(a) 買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合
独立委員会は、買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告する。
(b) 買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合
買付者等が本対応策に規定する手続きを遵守した場合には、独立委員会は、原則として当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告する。

ただし手続きが遵守されている場合でも、当該買付等が当社の企業価値･株主共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告する場合がある。

f 取締役会の決議

当社取締役会は、eに定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値･株主共同の利益の確保･向上という観点から速やかに対抗措置の発動又は不発動の決議を行うものとする。

g 対抗措置の中止又は発動の停止

当社取締役会が上記fの手続きに従い対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、買付者等が大規模買付等を中止した場合又は対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値･株主共同の利益の確保･向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置の中止又は発動の停止を行うものとする。

h 大規模買付等の開始

買付者等は、本対応策に規定する手続きを遵守するものとし、取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付等を開始することはできないものとする。

(イ) 本対応策における対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(ア)fに記載の決議に基づき発動する対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行うこととする。

(ウ) 本対応策の有効期間、廃止及び変更

本対応策の有効期間は、平成29年6月29日開催の第94回定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策は当該決議に従い、その時点で変更又は廃止されるものとする。また、当社の取締役会により本対応策の廃止の決議がなされた場合には、本対応策はその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、法令等の変更により形式的な変更が必要と判断した場合には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合がある。

(3) 上記(2)の取組みが、上記(1)の基本方針に沿い、株主共同の利益を損なうものでなく、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、「中期経営計画」及びそれに基づく施策は当社及び当社グループの企業価値、ひいては株主共同の利益の向上に資する具体的方策として策定されたものであり、(1)の基本方針に沿うものと判断している。また、次の理由から上記(2)イの取組みについても上記(1)の基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

ア 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値･株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値･株主共同の利益の確保･向上の原則、事前開示･株主意思の原則、必要性･相当性確保の原則)を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえている。

イ 当社の企業価値･株主共同の利益の確保･向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、当社株式等に対する大規模買付等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とするものである。

ウ 株主意思を重視するものであること

当社は、本対応策の継続に関する株主の意思を確認するため、平成29年6月29日に開催された第94回定時株主総会において本対応策の継続に関する議案を付議し、その承認可決を受けている。また、本対応策の有効期間は平成32年6月開催予定の当社第97回定時株主総会終結時までであり、また、その有効期間の満了前に開催される当社株主総会において本対応策の変更又は廃止の決議がなされた場合には、本対応策も当該決議に従い変更又は廃止されることになる。

エ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本対応策の運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役又は社外の有識者(実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等)から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主に情報開示を行うこととし、本対応策の透明な運営が行われる仕組みを確保している。

オ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、上記(2)イ(ア)に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

カ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記(2)イ(ウ)に記載のとおり、本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされている。

また、当社は期差任期制を採用していない。

2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社では、重要な情報について、各部門から情報管理責任者(総務部長)に報告させ、適時開示に係る情報を一元的に管理しております。

情報管理責任者は、適時開示規則等に照らして、開示が必要と認められた場合には、その内容･方法等を検討し管理本部長、代表取締役社長に結果を報告、原則として取締役会への報告･承認を経た後に、社外に公表しております。

コーポレート・ガバナンス体制

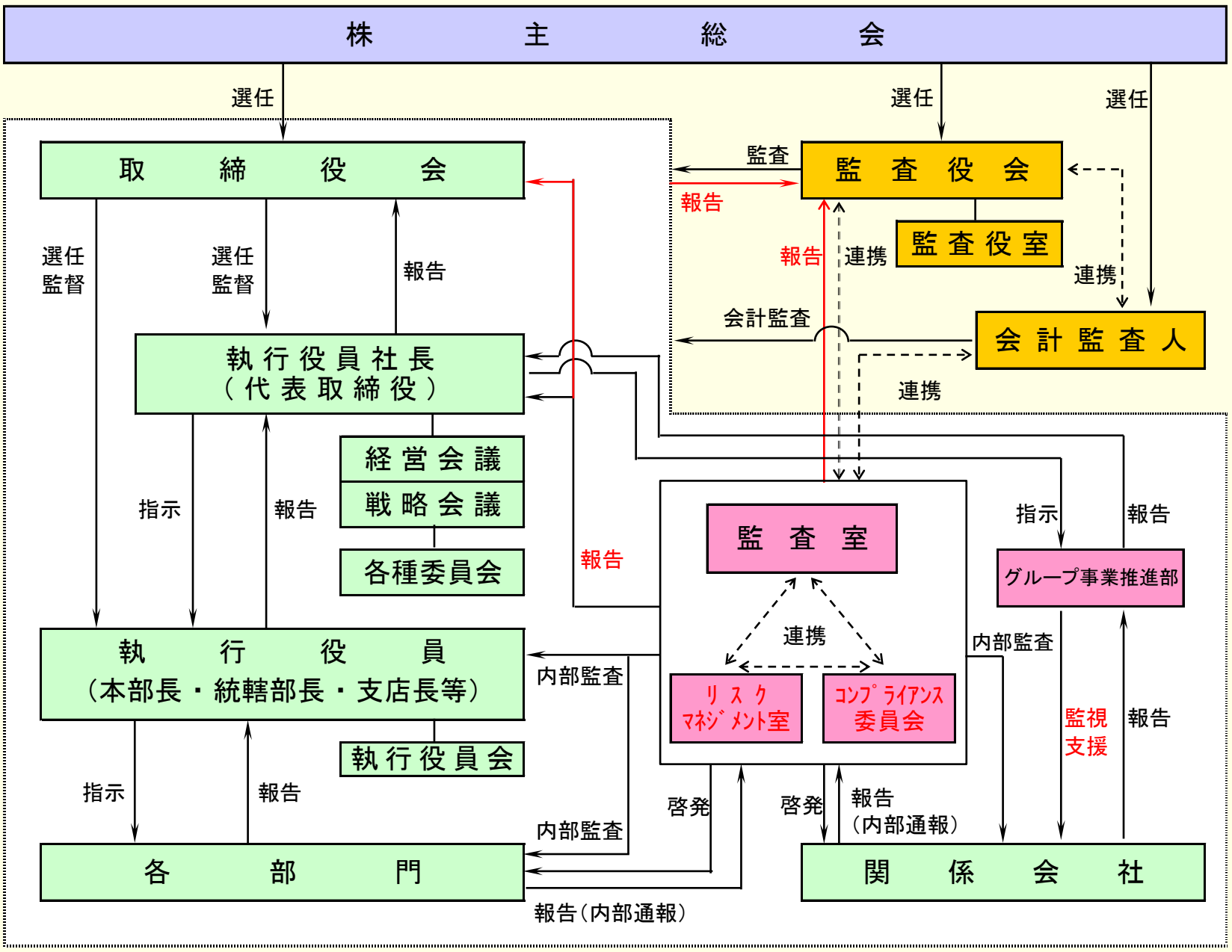

適時開示体制

